

報 第 1 0 号

専決処分報告について

（元気館障害者デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）

本市元気館障害者デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年（2023年）5月26日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩



専 第 9 号

元 気 館 障 害 者 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 設 置 及 び 管 理 に 関 す  
る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 元 気 館 障 害 者 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例  
の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る 。

以 上 地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規  
定 に よ り 専 決 処 分 す る 。

令 和 5 年 （ 2 0 2 3 年 ） 5 月 1 1 日

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 元 気 館 障 害 者 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 設 置 及 び 管 理  
に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 元 気 館 障 害 者 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 設 置 及 び 管 理 に 関  
す る 条 例 （ 平 成 1 7 年 条 例 第 1 0 5 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 1 1 条 第 1 号 中 「 厚 生 労 働 大 臣 」 を 「 主 務 大 臣 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 し 、 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す る 。



新潟県柏崎市元気館障害者サービスセンター設置及び管理に関する条例（平成17年9月21日条例第105号）

改正後	改正前
<p>(利用料金)  <b>第11条</b> センターを利用する者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の利用料（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。                      い。                      (1) 第3条第1号に掲げる事業 法第29条第3項に規定する指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額                      (2) (略)</p>	<p>(利用料金)  <b>第11条</b> センターを利用する者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額の利用料（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。                      い。                      (1) 第3条第1号に掲げる事業 法第29条第3項に規定する指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額                      (2) (略)</p>